

新	旧
<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第1条～第5条 省略）</p> <p>第6条（本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫ <u>（下記のいずれかの方法に記載する書類）</u></p> <p>(1) <u>個人番号カードがある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人番号カード</u> <p>(2) <u>個人番号カードがない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通知カード又は個人番号記載の住民票</u> ・ <u>顔写真付き本人確認書類（※1）</u> <p>(3) <u>上記（1）及び（2）以外の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通知カード又は個人番号記載の住民票</u> ・ <u>顔写真なしの本人確認書類2種類以上（※2）</u> <p><u>（※1）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>運転免許証</u> ➢ <u>パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります）</u> 	<p>店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款</p> <p>（第1条～第5条 省略）</p> <p>第6条（本人確認書類）</p> <p>1 口座開設審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫ <u>（下記書類のいずれか一点）</u></p> <p>(1) <u>各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）</u></p> <p>(2) <u>運転免許証（変更があれば裏面も必要となります）</u></p> <p>(3) <u>パスポート（顔写真のページ、住所のページがそれぞれ必要となります）</u></p> <p>(4) <u>住民基本台帳カード（変更があれば裏面も必要となります）</u></p> <p>(5) <u>在留カード又は特別永住者証明書（変更があれば裏面も必要となります）</u></p> <p>(6) <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(7) <u>住民票の写し</u></p> <p>(8) <u>印鑑証明書</u></p> <p>(9) <u>その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに</u></p>

<p> ▶ <u>住民台帳基本カード</u> ▶ <u>在留カード</u> など <u>(※2)</u> ▶ <u>各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります）</u> ▶ <u>住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの）</u> ▶ <u>印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの）</u> ▶ <u>その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</u> （以下、省略） （第7条～第24条 省略） 第25条（電子交付） 1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法及び商品先物取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「<u>府令</u>」といいます）若しくは商品先物取引法施行規則（以下、「<u>施行規則</u>」といいます）に定める電磁的方法によって交付（以下「電子交付」といいます）することができるものとします。当社は、お客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。 (1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。 イ) 当社が契約しているデータセンターで運営されているホーム </p>	<p> <u>類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。</u> <u>(ア) (1) ～ (5) は有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意ください</u> <u>(イ) (6) ～ (8) の有効期限は作成・発行日から3ヶ月以内となります</u> （以下、省略） 第25条（電子交付） 1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法及び商品先物取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令若しくは商品先物取引法施行規則に定める電磁的方法によって交付（以下「電子交付」といいます）することができるものとします。当社は、お客様が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。 (1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。 イ) 当社が契約しているデータセンターで運営されているホーム </p>
--	---

<p>ページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社顧客画面」といいます）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法 <u>（府令56条第1項1号ハ及び施行規則90条の3第1項1号ハに規定される方法）</u></p> <p>ロ) <u>閲覧ファイルに記録された記載事項を、当社ホームページを通じてお客様の閲覧に供する方法（府令56条第1項1号ニ及び施行規則90条の3第1項1号ニに規定される方法）</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 28 年 1 月 9 日 改訂</u></p>	<p>ページ内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社顧客画面」といいます）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法</p> <p>ロ) <u>当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録する方法</u></p> <p>（以下、省略）</p>
---	--